

保有個人情報開示請求書

平成 年 月 日

国立大学法人岐阜大学長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所 _____

〒 _____

TEL _____

() _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> 閲覧 写しの交付 その他 (_____)

<実施の希望日> 平成 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

3 手数料

手数料 (1件300円)	(1)窓口で開示請求を行う場合は、本請求書の提出時に、現金で納付してください。 (2)郵送で本請求書を提出する場合は、下記の方法で納付してください。 ①現金書留（本請求書を同封のこと） ②銀行振込（本請求書及び振込証明書等を同封のこと）
-----------------	---

4 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人（特定個人情報の開示請求に限る）
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合に記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
オ 任意代理人が請求する場合（特定個人情報の開示請求に限る）、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状

別紙様式第1号②

(説明)

1 「氏名」, 「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」という。)による開示請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている法人文書や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。個人番号をその内容に含む個人情報(以下「特定個人情報」という。)の開示を請求する場合には、その旨を必ず記載してください。

3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法(事務所における開示の実施の方法、事務所における開示を希望する場合の希望日又は写しの送付)について、希望がありましたら記載してください。なお、実施の方法は岐阜大学の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。

開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報開示実施申出書」により、別途申し出ることもできます。

4 手数料の納付について

保有個人情報の開示を請求する場合には、保有個人情報が記録されている法人文書1件について300円を納付する必要があります。窓口で開示請求を行う場合は、現金で納付してください。郵送で開示請求を行う場合は、現金書留又は銀行振込で納付してください。銀行振込の振込先は窓口にお問い合わせください。

なお、特定個人情報の開示を請求するに際し手数料の免除を受けようとする場合には、免除申請書も併せて提出する必要があります。詳しくは、開示請求窓口を確認してください。

5 本人確認書類等

(1) 窓口来所による開示請求の場合

窓口に来所して開示請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第6条が規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(住民基本台帳カード(注)、ただし、個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。

また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合、黒塗りしてください。

(3) 法定代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提示又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

(4) 任意代理人による開示請求の場合（特定個人情報の開示請求に限る）

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

任意代理人が開示請求をする場合には、委任状（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提出してください。ただし、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

（開示請求者） 様

国立大学法人岐阜大学
学 長 印

保有個人情報開示決定通知書

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

2 不開示とした部分とその理由

--

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜大学長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、岐阜大学を被告として、岐阜地方裁判所、又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄とする地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等（裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所
期間：〇月〇日から〇月〇日まで（土・日曜、祝日を除く。）
時間：
場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

<本件連絡先>

岐阜大学総合企画部総務課

担当者：情報公開担当

電 話：058-293-3297

FAX：058-293-2021

e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

別紙様式第2号②

(説明)

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報開示実施申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知書の4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

事務所における開示の実施を選択される場合は、通知書の4(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、「本件連絡先」に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報開示実施申出書」は開示を受ける希望日の14日前には当方に届くように提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報開示実施申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、送付に要する費用負担が必要となります。

2 決定に係る不服申立て等

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜大学長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、本学を被告として、岐阜地方裁判所、又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄とする地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 開示の実施について

- (1) 事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報開示実施申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をお持ちください。
- (2) 写しの送付を希望された場合は、保有個人情報開示実施申出書に併せて、お知らせした送付に要する費用を郵便切手で送付してください。

4 本件連絡先

開示の実施方法等、不服申立ての方法等についてご不明な点がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（開示請求者） 様

国立大学法人岐阜大学
学 長 印

保有個人情報不開示決定通知書

平成 年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第18条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜大学長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、岐阜大学を被告として、岐阜地方裁判所、又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄とする地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>
岐阜大学総合企画部総務課
担当者：情報公開担当
電 話：058-293-3297
FAX：058-293-2021
e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（開示請求者） 様

国立大学法人岐阜大学
学 長 印

開示決定等期限の延長通知書

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第19条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期限	平成 年 月 日
延長の理由	

<本件連絡先>
岐阜大学総合企画部総務課
担当者：情報公開担当
電 話：058-293-3297
FAX：058-293-2021
e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（開示請求者） 様

国立大学法人岐阜大学
学 長 印

開示決定等期限の延長特例通知書

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第20条の規定により、下記のとおり開示決定の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第20条の規定（開示決定等期限の特例）を適用することとした理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（平成〇年〇月〇日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定する予定です。） 平成〇年〇月〇日

<本件連絡先>
岐阜大学総合企画部総務課
担当者：情報公開担当
電 話：058-293-3297
FAX：058-293-2021
e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（独立行政法人〇〇） 殿

国立大学法人岐阜大学
学 長

印

開示請求事案移送書

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第21条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： （法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____）
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の行政機関の長、独立行政法人等に移送する場合には、その旨）

<本件連絡先>
 岐阜大学総合企画部総務課
 担当者：情報公開担当
 電 話：058-293-3297
 F A X：058-293-2021
 e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（他の行政機関の長） 殿

国立大学法人岐阜大学
学 長

印

開示請求事案移送書

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第22条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： （法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の行政機関の長、独立行政法人等に移送する場合には、その旨）

<本件連絡先>
岐阜大学総合企画部総務課
担当者：情報公開担当
電 話：058-293-3297
FAX：058-293-2021
e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（開示請求者） 様

国立大学法人岐阜大学
学 長

印

開示請求事案移送通知書

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第21条（第22条）第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の機関において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	平成 年 月 日
移送の理由	
移送先機関の名称	(移送先機関名) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

<本件連絡先>

岐阜大学総合企画部総務課

担当者：情報公開担当

電 話：058-293-3297

FAX：058-293-2021

e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

(第三者利害関係人) 様

国立大学法人岐阜大学
学 長 印

第三者意見書提出機会付与書

(あなた, 貴社等) に関する情報が含まれている保有個人情報について, 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 59 号) 第 13 条第 1 項の規定による開示請求があり, 当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため, 同法第 23 条第 1 項の規定に基づき, ご意見を伺うこととしました。

つきましては, お手数ですが, 当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは, 同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお, 提出期限までに意見書の提出がない場合には, 特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	平成 年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている (あなた, 貴社等) に関する情報の内容	
意見書の提出先	〒501-1193 岐阜市柳戸一番一 国立大学法人 岐阜大学 岐阜大学総合企画部総務課
意見書の提出期限	平成 年 月 日

<本件連絡先>
岐阜大学総合企画部総務課
担当者: 情報公開担当
電 話: 058-293-3297
FAX: 058-293-2021
e-mail: gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

(第三者利害関係人) 様

国立大学法人岐阜大学
学 長 印

第三者意見書提出通知書

(あなた, 貴社等) に関する情報が含まれている保有個人情報について, 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)第 13 条第 1 項の規定による開示請求があり, 当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため, 同法第 23 条第 2 項の規定に基づき, ご意見を伺うこととしました。

つきましては, お手数ですが, 当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは, 同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお, 提出期限までに意見書の提出がない場合には, 特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	平成 年 月 日
法第 23 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第 1 号, <input type="checkbox"/> 第 2 号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた, 貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	〒501-1193 岐阜市柳戸一番一 国立大学法人 岐阜大学 岐阜大学総合企画部総務課
意見書の提出期限	平成 年 月 日

<本件連絡先>
岐阜大学総合企画部総務課
担当者: 情報公開担当
電 話: 058-293-3297
FAX: 058-293-2021
e-mail: gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

平成 年 月 日

国立大学法人岐阜大学長 殿

（ふりがな）

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

平成 年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関してのご意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 （1）支障（不利益）がある部分 （2）支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

別紙様式第9号②

(説明)

1 「開示に関してのご意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する口にレ点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、(1)支障がある部分、(2)支障の具体的理由について記載してください。

2 「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

3 本件連絡先

本件の記載方法、内容等について不明な点がありましたら、次の連絡先に連絡してください。

岐阜大学総合企画部総務課

担当者：情報公開担当

電話：058-293-3297

FAX：058-293-2021

e-mail: gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

(土、日曜、祝日を除く9:30~17:00)

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（反対意見書を提出した第三者） 様

国立大学法人岐阜大学
学 長 印

反対意見書に係る開示決定通知書

（あなた、貴社等）から平成 年 月 日付で「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第23条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	平成 年 月 日
開示を実施する日	平成 年 月 日

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜大学長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、岐阜大学を被告として、岐阜地方裁判所、又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄とする地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>
岐阜大学総合企画部総務課
担当者：情報公開担当
電 話：058-293-3297
FAX：058-293-2021
e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

保有個人情報開示実施方法等申出書

平成 年 月 日

国立大学法人岐阜大学長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第24条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	①全部 ②一部 ()
	(2) 複写したものの交付	①全部 ②一部 ()
	(3) その他 ()	①全部 ②一部 ()

3 開示の実施を希望する日

平成 年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無

〔 有 : 同封する郵便切手等の額 円 〕
〔 無 〕

<本件連絡先>

岐阜大学総合企画部総務課

担当者：情報公開担当

電話：058-293-3297

FAX：058-293-2021

e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

保有個人情報訂正請求書

平成 年 月 日

国立大学法人岐阜大学長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第28条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： _____ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人（特定個人情報の訂正請求に限る）
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合に記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合（特定個人情報の訂正請求に限る）、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状

別紙様式第12号②

(説明)

1 「氏名」「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による訂正請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3①～③に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。なお、本法により保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

- ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1号）
- ② 法第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第2号）
- ③ 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第27条第3号）

4. 「訂正請求の趣旨及び理由」

(1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

(2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5. 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第27条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならないこととなっています。

6. 本人確認書類等

(1) 窓口来所による訂正請求の場合

窓口に来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第6条に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし、個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。

(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り)を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。

また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、黒塗りしてください。

(3) 法定代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り)を提示又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

(4) 任意代理人による訂正請求の場合(特定個人情報の訂正請求に限る)

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り)を提出してください。ただし、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り)を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

(訂正請求者) 様

国立大学法人岐阜大学
学 長 印

保有個人情報訂正決定通知書

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第30条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜大学長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、岐阜大学を被告として、岐阜地方裁判所、又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄とする地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>
岐阜大学総合企画部総務課
担当者：情報公開担当
電 話：058-293-3297
FAX：058-293-2021
e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（訂正請求者）様

国立大学法人岐阜大学
学 長

印

保有個人情報不訂正決定通知書

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第30条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこと とした理由	

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜大学長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、岐阜大学を被告として、岐阜地方裁判所、又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄とする地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

岐阜大学総合企画部総務課

担当者：情報公開担当

電 話：058-293-3297

FAX：058-293-2021

e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（訂正請求者） 様

国立大学法人岐阜大学
学 長

印

訂正決定等期限の延長通知書

平成 年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第31条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期限	平成 年 月 日
延長の理由	

<本件連絡先>
岐阜大学総合企画部総務課
担当者：情報公開担当
電 話：058-293-3297
FAX：058-293-2021
e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（訂正請求者） 様

国立大学法人岐阜大学
学 長 印

訂正決定等期限の延長特例通知書

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第32条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第32条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	平成 年 月 日

<本件連絡先>
岐阜大学総合企画部総務課
担当者：情報公開担当
電 話：058-293-3297
FAX：058-293-2021
e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（独立行政法人〇〇） 殿

国立大学法人岐阜大学
学 長 印

訂正請求事案移送書

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第33条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： （法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合） 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の行政機関の長、独立行政法人等に移送する場合には、その旨）

<本件連絡先>
 岐阜大学総合企画部総務課
 担当者：情報公開担当
 電 話：058-293-3297
 F A X：058-293-2021
 e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（他の行政機関の長） 殿

国立大学法人岐阜大学
学 長

印

訂正請求事案移送書

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第34条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： （法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____）
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の行政機関の長、独立行政法人等に移送する場合には、その旨）

<本件連絡先>
 岐阜大学総合企画部総務課
 担当者：情報公開担当
 電 話：058-293-3297
 F A X：058-293-2021
 e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（訂正請求者） 様

国立大学法人岐阜大学
学 長 印

訂正請求事案移送通知書

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第33条（第34条）1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の機関において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	平成 年 月 日
移送の理由	
移送先機関の長	（機関の長） （連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

＜本件連絡先＞
 岐阜大学総合企画部総務課
 担当者：情報公開担当
 電 話：058-293-3297
 F A X：058-293-2021
 e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（個人情報提供先） 様

国立大学法人岐阜大学
学 長

印

訂正実施通知書

（他の行政機関の長）に提供している下記の保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第35条の規定により、訂正の実施を決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定 するための情報	（氏名，住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正の実施を決定する 内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

<本件連絡先>

岐阜大学総合企画部総務課

担当者：情報公開担当

電 話：058-293-3297

FAX：058-293-2021

e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

保有個人情報利用停止請求書

平成 年 月 日

国立大学法人岐阜大学長 殿

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____

TEL () _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第37条の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	開示決定通知書の文書番号： _____ ， 日付：○年○月○日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 _____
利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨） <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止, <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 （理由）

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人（特定個人情報の利用停止請求に限る）
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合に記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 （ふりがな） イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合（特定個人情報の利用停止請求に限る）、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状

別紙様式第20号②

(説明)

1 「氏名」, 「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」という。)による利用停止請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3①～③に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。なお、本法により保有個人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。

- ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報(法第27条第1号)
- ② 法第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報(法第27条第2号)
- ③ 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの(法第27条第3号)。

4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

(1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

ア 「第1号該当」には、当該保有個人情報を保有する独立行政法人により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定(個人情報の保有制限)に違反して保有されているとき又は第9条第1項及び第2項の規定(目的外利用制限)に違反して利用されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ 「第2号該当」には、第9条第1項及び第2項の規定(目的外提供制限)に違反して他の行政機関等に提供されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5. 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第36条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行ななければならないこととなっています。

6. 本人確認書類等

(1) 窓口来所による利用停止請求の場合

窓口に来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人の保有する個人情報保護に関する法律施行令第6条に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし、個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。

（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。

また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、黒塗りしてください。

(3) 法定代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による利用停止請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り）を提示又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

(4) 任意代理人による利用停止請求の場合（特定個人情報の利用停止請求に限る）

「本人の状況等」欄は、代理人による利用停止請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。ただし、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（利用停止請求者） 様

国立大学法人岐阜大学
学 長 印

保有個人情報利用停止決定通知書

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第39条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	（利用停止決定の内容） （利用停止の理由）

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜大学長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、岐阜大学を被告として、岐阜地方裁判所、又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄とする地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>
岐阜大学総合企画部総務課
担当者：情報公開担当
電 話：058-293-3297
FAX：058-293-2021
e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（利用停止請求者） 様

国立大学法人岐阜大学
学 長 印

保有個人情報利用不停止決定通知書

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第39条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜大学長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、岐阜大学を被告として、岐阜地方裁判所、又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄とする地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>
岐阜大学総合企画部総務課
担当者:情報公開担当
電 話:058-293-3297
FAX:058-293-2021
e-mail:gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（利用停止請求者） 様

国立大学法人岐阜大学
学 長

印

利用停止決定等期限の延長通知書

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第40条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求のあった保有個人情報の名称等	
延長後の期限	平成 年 月 日
延長の理由	

<本件連絡先>

岐阜大学総合企画部総務課

担当者：情報公開担当

電 話：058-293-3297

FAX：058-293-2021

e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（利用停止請求者） 様

国立大学法人岐阜大学
学 長

印

利用停止決定等期限の延長特例通知書

平成 年 月 日付で利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第41条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
法第41条の規定（利用 停止決定等の期限の特 例）を適用する理由	
利用停止決定等をする 期限	平成 年 月 日

<本件連絡先>

岐阜大学総合企画部総務課

担当者：情報公開担当

電 話：058-293-3297

FAX：058-293-2021

e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp

審 査 請 求 書

平成 年 月 日

国立大学法人岐阜大学長 殿

審査請求人

印

次のとおり審査請求をします。

1. 審査請求人の住所，氏名及び年齢
住 所

氏 名

印 （年齢 歳）

2. 審査請求に係る処分
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）
第 条第 号の規定に基づく保有個人情報の不開示決定（不訂正決定、利用不停止）処分

3. 審査請求に係る処分があったことを知った日
平成 年 月 日

4. 審査請求の趣旨

5. 審査請求の理由

6. 処分庁の教示の有無および内容
「この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）」の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜大学長に対して審査請求をすることができます。」との教示がありました。

7. 添付書類

別紙様式第25号②

(説明)

1 審査請求人の住所、氏名及び年齢

保有個人情報の開示、訂正又は利用停止に係る不開示決定（一部不開示含む）、不訂正決定、利用不停止決定の処分を受けた本人又は代理人の住所、氏名及び年齢を記載してください。氏名には押印が必要です。

2 審査請求に係る処分

保有個人情報の不開示、不訂正又は利用不停止決定通知書の決定内容を記載してください。

3 審査請求に係る処分があったことを知った日

開示決定等通知書を受け取った日を記載してください。

4 審査請求の趣旨

処分の全部取消し、部分取消しの別、その他申立ての趣旨をわかりやすく記載してください。

5 審査請求の理由

決定通知書に記載された理由が間違っていると考え理由をわかりやすく記載してください。

6 添付書類

不開示、不訂正又は利用不停止決定通知書の写し、及び開示、訂正又は利用停止請求書の写し、その他の参考資料を添付してください。

別紙様式第26-1号（第21条関係）

諮 問 書

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立大学法人岐阜大学
学 長 印

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第18条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第43条第1項の規定により諮問します。

別紙様式第26-1号（第21条関係）

（別紙）

<p>1 審査請求に係る 保有個人情報の名称等</p>	
<p>2 審査請求に係る 開示決定等</p> <p>（開示決定等の種類）</p> <p><input type="checkbox"/> 開示決定</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示決定 （該当不開示条項）</p> <p><input type="checkbox"/> 不開示決定 （該当不開示条項）</p>	<p>（1）開示決定等の日付，記号番号</p> <p>（2）開示決定等をした者</p> <p>（3）開示決定等の概要</p>
<p>3 審査請求</p>	<p>（1）審査請求日</p> <p>（2）審査請求人</p> <p>（3）審査請求の趣旨</p>
<p>4 諮問の理由</p>	
<p>5 参加人等</p>	
<p>6 添付書類等</p>	<p>① 保有個人情報開示請求書（写し）</p> <p>② 保有個人情報開示決定通知書（写し）又は保有個人情報不開示決定通知書（写し）</p> <p>③ 審査請求書（写し）</p> <p>④ 理由説明書</p> <p>⑤ 開示の実施を行った保有個人情報</p> <p>⑥ その他参考資料</p>
<p>7 諮問庁担当課， 担当者名，電話， 住所等</p>	<p>〒501-1193 岐阜市柳戸一番一 岐阜大学総合企画部総務課 058-293-3297</p>

別紙様式第26-2号（第21条関係）

諮 問 書

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立大学法人岐阜大学
学 長

印

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第30条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第43条第1項の規定により諮問します。

別紙様式第26-2号（第21条関係）

（別紙）

1 審査請求に係る 保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る 訂正決定等 (訂正決定等の種類) <input type="checkbox"/> 訂正決定 <input type="checkbox"/> 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付, 記号番号 (2) 訂正決定等をした者 (3) 訂正決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報訂正請求書（写し） ② 保有個人情報訂正決定通知書（写し）又は保有個人情報不訂正決定通知書（写し） ③ 審査請求書（写し） ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 諮問庁担当課, 担当者名, 電話, 住所等	〒501-1193 岐阜市柳戸一番一 岐阜大学総合企画部総務課 058-293-3297

別紙様式第26-3号(第21条関係)

諮 問 書

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立大学法人岐阜大学
学 長

印

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第39条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第43条第1項の規定により諮問します。

別紙様式第26-3号（第21条関係）

（別紙）

1 審査請求に係る 保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る 利用停止決定等 (利用停止決定等の種類) <input type="checkbox"/> 利用停止決定 <input type="checkbox"/> 不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付, 記号番号 (2) 利用停止決定等をした者 (3) 利用停止決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報利用停止請求書（写し） ② 保有個人情報利用停止決定通知書（写し）又は保有個人情報利用不 停止決定通知書（写し） ③ 審査請求書（写し） ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 諮問庁担当課, 担当者名, 電話, 住所等	〒501-1193 岐阜市柳戸一番一 岐阜大学総合企画部総務課 058-293-3297

諮 問 通 知 書

〇〇岐大総総第 号
平成 年 月 日

（審査請求人等） 様

国立大学法人岐阜大学
学 長 印

平成 年 月 日付けの本学に対する審査請求について、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第43条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る 保有個人情報の名称等	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	平成 年 月 日・平成 年(独個)第 号

<本件連絡先>
岐阜大学総合企画部総務課
担当者：情報公開担当
電 話：058-293-3297
FAX：058-293-2021
e-mail：gjga01003@jim.gifu-u.ac.jp